

【ご案内】 外国株式における議決権不行使について

以下の年金投資基金信託(合同口)で保有する一部銘柄において議決権が行使されない事態が発生しております。

【対象ファンド】

外国株式E06(MSCI EM連動型/レンディング有)

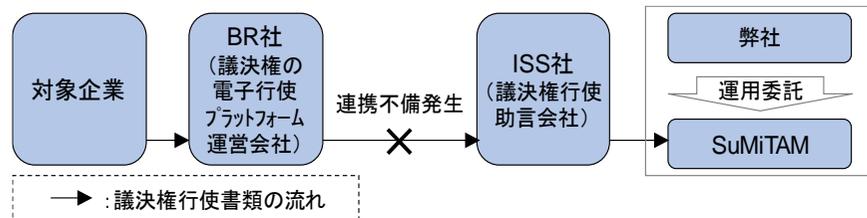
【対象銘柄】

BYD Electronic (International) Co., Ltd.(香港)

【事態概要】

対象ファンドにおきまして、運用委託先である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下、「SuMiTAM」)の議決権行使助言会社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ社(以下、「ISS社」)に対する、議決権電子行使プラットフォームの運営会社であるBroadridge社(以下、「BR社」)からの議決権行使書類の配信プロセスに不備があったことに起因して、対象銘柄の2020年9月9日開催の株主総会における議決権が行使されなかったものです。

(ご参考) 議決権行使書類に関する関係者間の流れ(概略図)



【株主総会への影響】

議決権が行使できなかった議案については何れも賛成多数により可決されており、議決権が行使できなかったことによる株主総会結果への影響はありません。

【発生原因詳細】

議決権行使書類は通常、「①株主総会の情報(開催日、議案内容等)」と「②議案詳細と議案に対して投票可能な電子フォーマット」の2種類からなり、BR社はISS社に対し、①を送付した後に②を送付する、2段階の工程で情報を配信しております。

今般、対象銘柄についてBR社は①を送付する前に②を送付したため、ISS社ではBR社に対して①を受領できていないことを示すエラーコードを発信したうえで②の受領を却下しました。

かかるエラーコード発信後、ISS社ではBR社より適正な順序で①、②が再送付される認識でしたが、BR社では送付していなかった①のみを送付したため、ISS社で対象銘柄の議決権情報を正常に認識することができず、当該議決権行使を行うことができませんでした。

【発生原因詳細】

本件は、BR社の議決権行使書類の送付順序の相違に起因したのですが、かかる事態に対するエラーコード発信時の対応に関する認識がBR社とISS社の間で一致していなかったことから、当該エラーコードに基づく適切な対応も行われませんでした。

本件事態を受け、弊社ではBR社およびISS社に対して、エラーコード発信時の対応を明確化することを要請しております。

これを受けて、BR社ではISS社からエラーコードを受領した場合に上記①②の両方のデータを自動的に送信するシステムを構築、ISS社はエラーコード発信時に上記①②の両方のデータ送信依頼を別途メールにて通知する運営を行うことで再発防止に努める予定となっております。